

第6章 ダイオキシン類対策特別措置法

1 ダイオキシン類対策特別措置法の概要

ダイオキシン類対策特別措置法は、ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることにかんがみ、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壌に係る措置等を定めることにより、国民の健康の保護を図ることを目的としています。

2 定義

各用語の意味は次のとおりです。

(1) ダイオキシン類

「ダイオキシン類」とは、ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをいいます。

(2) 特定施設

「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、製鋼の用に供する電気炉、廃棄物焼却炉その他の施設であって、ダイオキシン類を発生し及び大気中に排出し、又はこれを含む汚水若しくは廃液を排出する施設で政令で定めるものをいいます。(表6-1、2)

(3) 特定事業場

「特定事業場」とは、特定施設を設置する工場又は事業場をいいます。

(4) 排出ガス

「排出ガス」とは、特定施設から大気中に排出される排出物をいいます。

(5) 排水

「排水」とは、特定事業場から公共用水域に排出される水をいいます。なお、この水には特定施設から排出される汚水又は廃液だけでなく、冷却水、生活雑排水及び雨水を含みます。

(6) 大気排出基準

「大気排出基準」とは、排出ガスに含まれるダイオキシン類の量について定める許容限度をいいます。

(7) 水質排出基準

「水質排出基準」とは、排水に含まれるダイオキシン類の量について定める許容限度をいいます。

(8) 大気基準適用施設

「大気基準適用施設」とは、大気排出基準が適用される特定施設をいいます(表6-1)。

(9) 水質基準対象施設

「水質基準対象施設」とは、水質排出基準に係る特定施設をいいます(表6-2)。ダイオキシン類を含む汚水又は廃液を工場・事業場の内部で循環して利用し公共用水域に排出しないものや、下水道に接続しているものも水質基準対象施設に該当します。

(10) 水質基準適用事業場

「水質基準適用事業場」とは、水質基準対象施設が設置される特定事業場をいいます。

(11) 公共用水域

「公共用水域」とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域、かんがい用水路、その他の水路等(公共下水道及び流域下水道であって終末処理場を設置しているものを除く。)をいいます。

3 特定施設

ダイオキシン類対策特別措置法で定められた特定施設には、表6-1、2のものがあります。これらの施設を設置しようとする事業者には各種の届出が義務づけられています。

表6-1 大気基準適用施設の種類(ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1)

	施設の種類	施設の規模
1	焼結鉱(銑鉄の製造の用に供するものに限る。)の製造の用に供する焼結炉	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上であること。
2	製鋼の用に供する電気炉(鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。)	変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上であること。
3	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上であること。
4	アルミニウム合金の製造(原料としてアルミニウムくず(当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。)を使用するものに限る。)の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	焙焼炉及び乾燥炉にあつては、原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上であること。溶解炉にあつては容量が1トン以上であること。
5	廃棄物焼却炉	火床面積が0.5平方メートル以上又は焼却能力が1時間当たり50キログラム以上(廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合は、それらの合計とする。)であること。

表 6 - 2 水質基準対象施設の種類の種類 (ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第 2)

	施設の種類の種類
1	硫酸塩パルプ (クラフトパルプ) 又は亜硫酸パルプ (サルファイトパルプ) の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
5	担体付き触媒の製造 (塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。) の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7	<p>カプロラクタムの製造 (塩化ニトロシルを使用するものに限る。) の用に供する施設のうちの、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
8	<p>クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうちの、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設
9	<p>4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうちの、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設
10	<p>2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうちの、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設
11	<p>8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロジインドロ [3・2-b : 3'・2'-m] トリフェノジオキサジン (別名ジオキサジンバイオレット) の製造の用に供する施設のうちの、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設
12	<p>アルミニウム・その合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうちの、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
13	<p>亜鉛の回収 (製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。) の用に供する施設のうちの、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設

(つづき)

14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設
15	大気基準適用施設である廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
16	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設
17	フロン類（特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成6年政令第308号）別表第1の1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
18	下水道終末処理施設（1～17及び19に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）
19	1～17までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（1～17までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの）に限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（18に掲げるものを除く。）

4 届出の種類及び添付書類

特定施設を設置する事業者は、市長に表6-3の届出をしなければなりません。それぞれの届出には期限がありますので厳守してください。また、届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は罰せられることがありますので注意してください。

表6-3 特定施設に係る届出の種類

	届出を必要とする場合	届出期限	様式
1	特定施設を設置しようとする場合	設置の60日前まで	特定施設設置届出書 別紙1～6 添付書類
2	ダイオキシン類対策特別措置法施行令の改正により、特定施設が新たに追加された際に、現にその施設を設置（工事中を含む。）している場合	特定施設となった日から 30日以内	特定施設使用届出書 別紙1～6 添付書類
3	1又は2の届出を行った特定施設の構造、使用の方法、発生ガス及び汚水等の処理の方法を変更しようとする場合	変更の60日前まで	特定施設変更届出書 別紙1～6 添付書類
4	1又は2の届出を行った者の氏名又は名称及び住所及び法人にあってはその代表者の氏名並びに特定事業場の名称及び所在地が変更になった場合	変更した日から 30日以内	氏名等変更届出書
5	1又は2の届出を行った特定施設の使用を廃止した場合	使用を廃止した日から 30日以内	特定施設使用廃止届出書
6	1又は2の届出を行った者から譲り受け、借り受け、相続、合併又は分割等によって、その届出に係る特定施設を承継した場合	承継があった日から 30日以内	承継届出書

表 6 - 4 大気基準適用施設に係る特定施設設置（使用）届出書の添付書類

	書類の名称	説明
1	ダイオキシン類発生抑制のための構造上の配慮及び運転管理に関する事項を記載した書類	ダイオキシン類発生抑制のため、構造上配慮していること、運転管理について記載されたもの。
2	緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法を記載した書類	緊急連絡用の電話番号が記載され、緊急時における連絡体制をフローチャートとして表したものの。
3	排出ガスの発生及び排出ガスの処理の系統並びに排出ガスの測定箇所を記載した書類	排出ガスの発生及び排出ガスの処理を系統的に説明したもの。なお、測定箇所を赤で示す。
4	付近の見取図	付近の見取り図に工場又は事業所の位置を赤で示す。
5	特定施設及び発生ガスの処理に係る施設の設置場所図	工場又は事業所内の特定施設及び発生ガスの処理に係る施設の設置場所を赤で示す。
6	特定施設及び排出ガスの処理に係る施設の構造図	主要寸法を記入し、日本産業規格 A 4 に縮小したものか既存の図面。
7	排出ガス量の計算書	最大排出ガス量、通常排出ガス量を計算したもの。
8	原料・燃料の成分表	原料・燃料の種類、発熱量等が記載されたもの。
9	ばいじん・焼却灰の処理等（廃棄物焼却炉のみ）	ばいじん・焼却灰の処理等について記載されたもの。

表 6 - 5 水質基準対象施設に係る特定施設設置（使用）届出書の添付書類

	書類の名称	説明
1	表 6 - 4 と共通	
2	表 6 - 4 と共通	
3	用水及び排水の系統を記載した書類	排水水の発生及び排水水の処理を系統的に説明したもの。
4	特定施設、汚水等の処理施設、給排水経路及び排水口の位置を明記した事業場平面図	敷地内の建築物、特定施設、排水処理施設の配置図及び建屋内施設配置図。各配置図には、給水の経路を青線、排水の経路を赤線で記入すること。
5	特定施設を含む操業の系統図	生産・加工等の工程が分かるフローチャート。汚水等の発生源となる工程には、そこから排出される水量及び水質をできるだけ記入すること。
6	汚水等の処理の系統図	汚水等の処理の方法・処理のフローチャート。
7	特定施設の構造図、汚水等の処理施設の構造図・設計図書等	特定施設の設計図面・仕様書、排水処理施設の設計図面・設計計算書・仕様書。
8	事業場の位置及び排水水が主たる公共用水域へ至るまでの経路を明記した地図	付近の見取り図に排水水が当該事業場から公共用水域に至るまでの経路を記入した地図。

5 届出後の留意事項

(1) 受理書の交付

特定施設の設置届及び構造等の変更届については、内容に不備がなく市において受理したときに、受理書を交付します。

(2) 実施の制限

特定施設の設置又は構造等の変更の工事は、その届出が受理された日から 60 日以降でなければ着手することはできません。

ただし、別に「実施制限期間短縮承認申請書」を提出し、その内容が相当であると認められるときは、この期間を短縮することができます。

(3) 計画変更命令

届出の内容について審査し、排出ガス又は排出水に含まれるダイオキシン類の量が排出基準に適合しないと認めるときは、計画の変更等（計画の廃止を含む。）を届出者に命ずることがあります。

(4) 届出の義務

届出には表 6 - 3 ~ 5 の種類がありますので、その都度、定められた届出をしてください。

特に代表者の交代、特定施設の更新の際など忘れずに届出をしてください。

6 設置者による測定

ダイオキシン類対策特別措置法第 28 条により、大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者は、大気基準適用施設にあつては排出ガス、水質基準適用事業場にあつては排出水中のダイオキシン類による汚染の状況を毎年 1 回以上測定し、その結果を市長へ報告することが義務づけられています。（廃棄物焼却炉については、上記の排出ガス若しくは排出水のダイオキシン類による汚染状況の測定に併せ、集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻のダイオキシン類による汚染の状況も測定し報告しなければなりません。）

ただし、水質基準適用事業場については、水質基準対象施設からダイオキシン類を含む汚水又は廃液がその構造等から判断して公共用水域に排出されることがないと認められる場合には測定義務はありません。

7 排出基準等

排出ガス又は排出水を排出する場合、大気基準適用施設にあつては排出ガスの排出口、水質基準適用事業場にあつては排出水の排出口において次の排出基準に適合しない排出ガス又は排出水を排出してはいけません。

表 6 - 6 大気排出基準

特定施設の種類		既設施設基準 (ng-TEQ/m ³ N)	新設施設基準 (ng-TEQ/m ³ N)	O n (%)
焼結鉍の製造の用に供する焼結炉		1	0.1	15
製鋼の用に供する電気炉		5	0.5	—
亜鉛の回収の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉍炉、溶解炉、乾燥炉		10	1	—
アルミニウム合金製造の用に供する焙焼炉、溶解炉、乾燥炉		5	1	—
廃棄物焼却炉	焼却能力	4,000kg/時以上	1	12
		4,000～2,000kg/時	5	
		2,000kg/時未満	10	

備考 既設施設とは、平成 12 年 1 月 15 日において現に設置されている（設置の工事がされているものも含む。）施設です。

ただし、廃棄物焼却炉であつて火格子面積 2 m²以上又は焼却能力 200kg/時以上のもの及び製鋼用電気炉は、平成 9 年 12 月 1 日において現に設置されている（設置の工事がされているものも含む。）施設です。

表 6 - 7 水質排出基準

特定施設の種類	水質排出基準 (pg-TEQ/L)
「表 6 - 2」 1 ～ 19 に掲げる施設	10

8 ダイオキシン類対策特別措置法届出様式

ダイオキシン類対策特別措置法の届出は、所定の届出様式を使用してください。